

令和元年 壱岐市議会定例会 9月議会 会議録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和元年9月5日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	13番 市山 繁 14番 牧永 護	
日程第2	審議期間の決定	21日間 決定	
日程第3	諸般の報告	議長 報告	
日程第4	行政報告	市長 報告	
日程第5	報告第6号	平成30年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	総務部長 説明
日程第6	報告第7号	平成30年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	企画振興部長 説明
日程第7	報告第8号	平成30年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況の報告について	企画振興部長 説明
日程第8	報告第9号	平成30年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	農林水産部長 説明
日程第9	報告第10号	平成30年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	企画振興部長 説明
日程第10	報告第11号	平成30年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	企画振興部長 説明
日程第11	報告第12号	平成30年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	財政課長 説明
日程第12	議案第13号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務部長 市民部長 消防長 説明
日程第13	議案第14号	壱岐市印鑑条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第14	議案第15号	壱岐市税条例等の一部改正について	市民部長 説明
日程第15	議案第16号	壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	教育次長 説明
日程第16	議案第17号	壱岐市水道事業給水条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第17	議案第18号	気候非常事態宣言について	総務部長 説明

日程第18	議案第19号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）	財政課長 説明
日程第19	議案第20号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長 説明
日程第20	議案第21号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長 説明
日程第21	議案第22号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	建設部長 説明
日程第22	議案第23号	令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	農林水産部長 説明
日程第23	議案第24号	令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	建設部長 説明
日程第24	認定第1号	平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課長 説明
日程第25	認定第2号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第26	認定第3号	平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第27	認定第4号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第28	認定第5号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長 説明
日程第29	認定第6号	平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務部長 説明
日程第30	認定第7号	平成30年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	農林水産部長 説明
日程第31	認定第8号	平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	建設部長 説明
日程第32	要望第1号	地球温暖化防止対策に市庁舎屋上に太陽光発電設置についての要望	

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 山川 忠久君	2番 山内 豊君
3番 植村 圭司君	4番 清水 修君
5番 土谷 勇二君	6番 久保田恒憲君
7番 音嶋 正吾君	9番 小金丸益明君
10番 町田 正一君	11番 鶴瀬 和博君

12番 中田 恭一君

13番 市山 繁君

14番 牧永 護君

15番 赤木 貴尚君

16番 豊坂 敏文君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	松本 俊幸君
代表監査委員	吉田 泰夫君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新報社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和元年壱岐市議会定例会9月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

既に、けさの新聞で御存じの方もあろうかと存じますが、9月4日、昨日でございます。市内の児童の顔や頭をつかむなどして軽傷を負わせたとして、傷害容疑で本市の男が逮捕される事案が発生しております。昨日、4日午後に事案の報告を受け、本市から壱岐警察署に通報、その後、男に対し警察による事情聴取が行われ、暴行を認めたため、緊急逮捕されたところであります。

近年、児童虐待などが大きな社会問題となっており、本市においてもこのような事案が発生したことは極めて遺憾であると思っております。

今後も、児童虐待事案等の早期発見、早期対応に、警察や関係機関と緊密な連携を図り、対応してまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、市山繁議員、14番、牧永護議員を指名します。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

9月会議の審議期間につきましては、去る9月3日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

令和元年壱岐市議会定例会9月会議の議事運営について協議のため、去る9月3日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、タブレットに配信いたしておりますが、本日から9月25日までの21日間と申し合わせをいたしました。

本定例会9月会議に提案されます案件は、報告7件、条例の制定1件、条例の一部改正4件、令和元年度補正予算関係6件、決算の認定8件、その他1件の合計27件となっております。

また、要望1件を受理いたしておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告の説明を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

9月6日から9日は休会といたしておりますが、議案に対する質疑並びに予算・決算に関する発言の通告をされる方は、9月6日金曜日の正午までに通告書の提出をお願いします。

9月10日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、議案第19号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）及び認定第1号平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくお願いいたします。

また、予算及び決算について質疑される場合においても、特別委員長宛てに質疑の通告を提出されますよう、あわせてお願いいたします。

9月11日、12日、13日の3日間で、一般質問を行います。

9月17日に各常任委員会を開催し、9月18日は予算特別委員会、9月19日、20日は決算特別委員会を開催いたします。

9月24日は議事整理日として休会し、9月25日に本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

また、本定例会の審議期間中に、人事案件1件、請負契約1件が追加議案として提出される予定ですが、委員会付託を省略し、全員審査を予定いたしております。

以上が、令和元年壱岐市議会定例会9月会議の審議期間日程案であります。

円滑な運営に御協力賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。9月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月25日までの21日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、9月会議の審議期間は、本日から9月25日までの21日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和元年壱岐市議会定例会9月会議に提出され、受理した議案等は27件、要望1件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

8月19日から20日にかけて、長崎市において開催された令和元年度長崎県市議会議長会臨時総会に出席をいたしました。

会議では、令和元年度前期の事務報告、各市負担金の決定、各種会議の開催予定等の報告が行われ、各市から提出の23議案及び九州市議会議長会、長崎県13市共同提出の2議案について審議がなされ、それぞれ可決、決定がなされたところであります。

壱岐市からは、空路存続のため、有人国境離島新法に則った空港の整備についての議案を提出いたしております。

翌20日には、長崎県市議会議長会議員研修会が開催され、法政大学副学長の廣瀬克哉氏を講師にお招きし、「地方議会改革に何が問われているのか」と題し、議会基本条例について、議会改革の成果や改革の主眼をどこに置くかなど、議会が今やるべきことについて等、講演が行われました。

次に、8月21日に、同じく長崎市において開催された令和元年第2回長崎県離島振興市町村議会議長会臨時総会に出席をいたしました。

最初に、役員改選が行われ、小金丸前副会長を引き継ぎ、私が副会長に就任いたしました。

会議では、平成31年2月から令和元年8月までの会務報告及び平成30年度歳入歳出決算の報告が行われ、原案のとおり承認されました。

また、令和2年度の臨時総会の開催地は、本来であれば壱岐市の開催でありましたが、台風の影響により対馬市で開催できなかったことにより、再度、対馬市で開催されるように決定したところであります。

離島を取り巻く環境は、依然として厳しい状況であります。県下離島が抱えるさまざまな問題解決に向けて、各市町と協力し、国境離島新法を最大限に活用しながら、国、県に対して要望してまいりたいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

次に、8月21日に長崎市において開催された長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会に、植村圭司議員が出席をされております。

次に、8月27日、長崎市において開催された長崎県病院企業団議会令和元年臨時会及び議員研修・全員協議会に、市山繁議員、久保田恒憲議員が出席をされております。

それぞれの会議の詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

今定例会9月会議において、議案等の説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長、代表監査委員に説明員として出席を要請しておりますので、御了承をお願いいたします。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和元年壱岐市議会定例会9月会議に当たり、前会議から本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、8月27日から30日にかけて発生した大雨は、佐賀県内を中心に甚大な被害をもたらしております。本市でも、1時間雨量最大で46ミリ、降り始めからの総雨量は最大で411ミリを記録し、壱岐空港では48時間雨量と72時間雨量が観測史上最大となり、50年に1度の記録的な大雨になっているところがあると発表されました。

本市においては、8月28日午後8時45分に郷ノ浦町と石田町に避難勧告を発令し、同時に2カ所の避難所を開設いたしました。避難者は、合計で7世帯14名となっております。

なお、今回の大雨により、現時点で、道路災害6件、河川災害1件、林地災害5件、農地及び農業施設災害5カ所が発生しておりますが、幸い人的被害は発生しておりません。

災害復旧を進めるとともに、今後も関係機関と十分連携を図り、災害対策に万全を期してまいります。

さて、近年、世界各地で気候変動による甚大な影響が顕在化する中で、本年8月1日に、認定特定非営利法人環境経営学会会長後藤敏彦氏から、**気候非常事態宣言**に関する声明が発表されました。

気候非常事態宣言とは、地球温暖化が人間社会と自然環境を危機的状況に追い込んでいるということ認識し、その問題解決に向けた活動に社会全体で取り組んでいくというものであります。

現在、この気候非常事態宣言を行う国や自治体は、欧米諸国等を中心に急速に拡大しており、世界18カ国、927の自治体が宣言をしている状況であります。

一方、国内においては、気候非常事態宣言に関するメディア報道等も少ないため、宣言を表明した自治体はございません。

日本各地では、猛暑、台風、集中豪雨、洪水などの気象災害により痛ましい被害が発生し、本市においても集中豪雨や水不足などの異常事態が発生しております。また、藻場の減少等により、基幹産業である漁業も深刻な影響を受けております。

このような状況から、本市は、地球温暖化に起因する気候変動が人間社会や自然環境にとって著しい脅威となっていることを認識するとともに、温暖化防止のための脱炭素化の実現に向けて、SDGs未来都市として取り組む具体的な活動を示した気候非常事態宣言について、今回、議案

を提出をいたしております。

次に、本市では、地球温暖化防止対策の観点から、低炭素のしまづくりを標榜し、平成27年以降、**再生可能エネルギー**の導入拡大に関する取り組みを行ってまいりました。また、地球温暖化防止は、全地球規模での対策が喫緊の課題であり、SDGs推進の観点からも重要な取り組みであると考えております。

本市は、太陽光や風力などの地域独自のエネルギー資源に恵まれている一方で、九州本土と系統連携していないため、大規模な再生可能エネルギーの導入が困難な状況にもあります。

この状況を打開するために、出力制御等で無駄になってしまう再生可能エネルギーを水素として貯蔵し、需要に合わせてエネルギーとして有効活用するため、水素実用化実証システムの導入に係る調査・設計業務を行うための所要の予算を計上しております。

このシステムの導入により、事業の効果や経済性についての裏づけを得た上で、2030年には本市でのエネルギーミックスにおける再生可能エネルギー導入比率24%を達成し、2050年までの早い段階で、再生可能エネルギー100%のしまづくりを目指してまいります。

次に、**まちづくり協議会の推進**についてでございますが、市民皆様が主体となった協働のまちづくりの実現に向けて、小学校区を単位とした、まちづくり協議会の設立を進めております。

これまで、各地区公民館や小学校区単位での説明会を実施し、まちづくり協議会の設立に向けた手順等の説明を行ってまいりました。

その結果、幹事会が8地域、そのうち設立準備委員会が4地域で立ち上がり、集落支援員につきましても5地域で公募が実施されております。早い地域では、11月ごろをめぐりにまちづくり協議会の設立を目指し、協議が進められている状況であります。

今後も、SDGs未来課を中心に、全職員総力を挙げて、まちづくり協議会設立に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、福島県檜葉町と壱岐市は、東日本大震災の復興業務支援を目的に、平成24年度から本市職員を派遣したことを契機とし、その後、両市町の小学校児童による交流が生まれ、平成28年には檜葉町町制施行60周年記念式典に合わせ、相互の交流、振興、活性化を図るため、防災・教育・経済友好交流宣言を結びました。

本年7月1日には、「壱岐焼酎で乾杯inならば」が開催され、官民合わせた交流も始まっており、また、本年7月22日から4泊5日の日程で檜葉町の子供たちが本市へ来島するなど、心の通った交流を続けております。

このようなことから、去る8月11日に、東日本大震災の鎮魂と復興の祈りを込めた花火大会「ライトアップニッポン」の趣旨に沿った「壱岐島ふるさと花火2019」が本市で開催されるに当たり、檜葉町から松本町長、青木町議会議長を初め関係皆様をお招きし、**友好都市提携調印**

式をとり行ったところであります。

今後、子供たちの交流はもとより、互いの伝統や歴史、文化、環境などを幅広く学習する機会をふやし、さまざまな分野において、両市町の友好のきずなを深めてまいります。

離島球児の夢舞台「国土交通大臣杯第12回全国離島交流中学生野球大会」通称「離島甲子園」でございますけれども、去る8月19日から22日まで、対馬市で過去最多となる25チーム参加のもと開催されました。

壱岐市選抜チームは、1回戦で八丈島選抜に5対3と逆転勝ちし、準々決勝では開催地である対馬ヤマネコボーイズに6対1、準決勝では鹿児島龍郷選抜に4対2と順調に勝ち進み、決勝戦に臨みましたが、石垣島ぱいーぐるズに惜しくも1対3で敗れてしまいました。第6回大会以来の壱岐市選抜の3回目の優勝はかないませんでした。見事なチームワークで準優勝というすばらしい結果を残してくれました。

全国の離島の中学生が一堂に会した本大会に参加した壱岐市選抜チームは、野球を通じて「島」と「島」の交流を図り、友情を育むとともに粘り強さや強い心を持ち、島の活性化や社会で自立していく精神力を身につけてくれたことと思います。この経験を生かし、自分の夢や目標に向かって、子どもたちが大きく成長することを期待するものであります。

次に、第2次総合計画は、まち・ひと・しごと創生法の新たな枠組みの中、平成27年度から令和元年度までの5カ年計画として策定し、施策を推進してまいりました。

その間、本市では、有人国境離島法の制定、SDGs未来都市の選定、壱岐市自治基本条例の制定等、行政のみならず民間事業者や市民生活を取り巻く環境が大きく変化しております。

そのため、第3次総合計画では、変化する社会情勢や多様化する市民ニーズを総合的に踏まえ、人口減少問題の克服と地方創生を主眼とした総合戦略を包含し、さらに誰ひとり取り残さないというSDGs未来都市のビジョンを整合した計画の策定を進めております。

今後、計画案についてパブリックコメントを行い、広く市民皆様からの御意見を伺うこととしており、本年12月会議に議案として提出する予定であります。

次に、逆参勤交代事業でございますが、本市の政策顧問である松田智生氏が提唱されている逆参勤交代構想は、首都圏等の企業社員が期間限定かつ交代制で地方に勤務することで、働き方改革と地方活性化の同時実現を目指すものであります。

企業には生産性向上や新事業創出が、社員には通勤時間短縮や余暇時間増加がもたらされ、地方には地域文化の担い手の確保、オフィス・住宅の需要増、消費創出等が期待できるとされております。

今回、9月27日から29日にかけて、本市におきましてトライアル逆参勤交代を行うこととしており、参加者及び関係者17名が来島され、本市の課題である高齢化、人口減少問題等について

て、地元の方や移住者の方との討議を行い、参加者同士で課題解決プランを検討・提案していただくことといたしております。

次に、本年5月に、**空き家活用促進**担当の地域おこし協力隊として、藤木彩乃さんを委嘱いたしました。本市と協定を結んでおります芦辺浦の市民団体「たちまち」の皆さんと連携を図り、本年7月から「たちまち」のスペース内に空き家相談室イエマチを開所し、空き家相談、移住相談等の相談受け付けを行っているところであります。

市が抱える人口減少対策の一環として、市外からの移住者受け入れに伴う住環境の整備は喫緊の課題であり、その対策の1つとして、空き家を活用し、空き家所有者と移住希望者のマッチングを行うことで、官民一体となって課題解決を図ってまいります。

さて、平成29年に発生した**農地・農業用施設等災害**につきましては、国庫補助金交付決定箇所526地区中、昨年度までに242地区が完成しております。現在の進捗状況は、残りの284地区中206地区が発注済みとなっております。未発注の78地区については、営農状況等を考慮し、早期の発注に努めてまいります。

平成30年に発生した64地区については、平成29年災の発注完了後に、営農状況等を考慮し、順次発注する予定といたしております。関係農家の皆様には、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

また、令和元年度災害につきましては、今後、国の査定を受け、早急に関係事務を進め、復旧工事に着手してまいります。

一方、**公共土木施設災害**につきましては、同年12月から工事発注を行い、順次復旧を進めております。現在までの進捗状況は、国庫補助災害279カ所全てを工事契約し、うち255カ所が完成いたしております。また、そのほか単独災害についても、84カ所中75カ所を契約し、うち67カ所が完成をいたしております。

平成30年発生災害は、国庫補助災害28カ所でありましたが、6月中に工事発注を行い、28カ所全てを契約し、順次復旧を進めているところでございます。

次に、**交流人口の拡大**についてでございますが、本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年1月から7月末までの乗降客数累計は42万2,119人、対前年比105%でありました。

本年度8月末現在の一支国博物館の入館者数につきましては5万3,757人となっており、7月20日から開催されている山本二三先生の特別企画展の好評などもあり、対前年比109.2%となっております。

壹岐イルカパーク&リゾートは、新しい体験プログラムの導入やカフェメニューの充実など施設の魅力向上に努めており、4月25日のリニューアルオープンから8月末までの約4カ月で

2万3,535人、うち島外から1万4,945人の御来園をいただいております。御参考までに、例年2万5,000人の入場者数であるところでございます。

8月には、2隻の大型客船が本市へ寄港いたしました。10日には508人のお客様を乗せた「ぱしふいっくびいなす」が、21日には367人のお客様を乗せた「につぼん丸」が郷ノ浦港新岸壁へ入港いたしました。

来る9月16日には、博多ヨットクラブ主催による第3回目となる壱岐・福岡ヨットレースの開催が予定されております。昨年より壱岐市長杯と冠して開催されており、今年も多くのお客様の御来島いただけるものと期待をいたしております。

昨年度、好評をいただいたJR西日本とのタイアップ企画である「新幹線で壱岐にいきたい！」キャンペーンにつきまして、本年度も10月から2月までキャンペーンを実施していただけることとなり、京都や大阪を初め関西・中国地方から、多くの皆様に御来島いただけるものと期待しております。

また、8月3日には、「神々が宿る島・壱岐」の魅力を市民皆様や観光客に広くアピールすることを目的として、筒城浜ふれあい広場で行われる壱岐大大神楽公演にあわせ、隣接する白沙八幡神社を3,500個のLEDキャンドルでともす、初の参加型ライトアップイベント「かみあかりの夜～まう、ともす、いのる～」を開催いたしました。両イベントの相乗効果により、壱岐大大神楽も例年を大きく上回る観客でにぎわったところであります。

次に、**壱岐市東京事務所の開設**についてでございます。

首都圏における本市の認知度は大変低い状況であるため、本市の観光地としての魅力と壱岐産食材の情報発信を推し進めるため、令和2年4月から、壱岐市東京事務所を開設したいと考えております。

東京事務所開設については、財政的な観点と費用対効果を鑑みたとき、高額な事務所の賃借料などが支障となっておりましたが、このたび東京壱岐雪州会の前会長を務められました株式会社ファウンテックの万谷正代表取締役社長の御厚意により、千代田区丸ノ内に所在する自社事務所の一部を壱岐市の事務所として利用して構わないとの御提案をいただき、借用させていただく方向で進めたいと考えております。

東京事務所の開設を契機として、首都圏における認知度向上、観光宣伝による交流人口の拡大と壱岐産食材の販売促進を図ってまいります。

また、壱岐市福岡事務所については、令和2年3月末をもって閉所する予定といたしております。福岡事務所は、平成23年4月の開所から、福岡市における本市の活動拠点施設として、ブログの開設やメディアを活用した情報発信、福岡市内でのイベント開催やサポートショップの開拓、壱岐産品を使用した食材フェアの実施など、福岡都市圏での本市の認知度向上に大きな役割

を果たしております。

しかしながら、福岡市は距離的にも近く、福岡事務所の業務のうち出張等で対応できる部分も多くあることから、閉所する判断をいたしました。

今後、これまで築き上げた本市の認知度向上に資する施策については観光課直轄業務として実施し、またサポートショップのフォロー体制を検討するなど、閉所によるデメリットを最小限に抑えるよう関係団体等と協議をしております。

次に、10月19日開催の**壱岐ウルトラマラソン**の申し込みは、8月30日に応募を締め切り、速報値で、福岡県216人、長崎県137人を初め、北は北海道から南は沖縄まで38都道府県から、100キロメートルには463人、50キロには231人、計694人の方からエントリーをいただきましたが、昨年比34人の減でございます。

市全体で大会を盛り上げるため、例年同様、小学生には参加選手への手紙と応援のぼりの製作を、中学生と高校生には当日の給水所等の運営に協力をいただき、選手への激励を行うようにいたしております。

また、株式会社ファウンテック様、九州郵船株式会社様を初め、壱岐開発株式会社様、玄海酒造株式会社様、大塚製薬株式会社様、株式会社IHIエスキューブ様ほか、多くの企業から御協賛いただき、さまざまな面で御支援をいただいております。

壱岐全島を舞台とした一大イベントであり、大会の成功に向け万全の準備を進めておりますので、市民皆様に初め関係機関、団体皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、**産業の振興**についてでございますけれども、まず**農業の振興**でございます。

今年は、30日間の降雨量100ミリ以下の干天日が4月下旬から6月中旬まで続き、農業用ダムやため池の貯水率が低下するなど、水不足による農作物の被害が心配されたため、干害対策の取りまとめを行い、干害応急対策事業を実施いたしました。その後、7月の降雨により回復傾向となっております。

こうした中、普通期水稻については、水不足のため一部の水田で田植えがおくれるなど生育がおくれぎみで、品質と収量の低下が懸念されております。早期水稻につきましては、気温が高く日照時間も確保でき、順調に生育してまいりましたけれども、8月末の大雨により、倒伏や収穫のおくれによる品質の低下が懸念されております。

葉たばこにつきましては、移植後の天候に恵まれ、病害虫の被害もなく、順調な生育となっております。収穫直前に立枯病が発生いたしましたけれども、影響も少なく、例年のない豊作で、反収290キロの収量が見込まれております。

肉用牛経営における子牛の販売につきましては、全国的な繁殖農家の減少に伴う素牛不足で、8月市も平均価格が81万3,000円と、6月市と比較して99.7%とほぼ同額となっております。

ます。県内他地域が下がっている中、依然高い水準を保っております。

有害鳥獣対策につきましては、郷ノ浦町初山地区においてイノシシの情報があり、ヌタ場が確認されましたので、センサーカメラ及びくくりわなを設置しております。今後、早期駆除に努めてまいります。

次に、**水産業の振興**につきましては、本年4月から7月までの本市の漁獲量及び漁獲高を昨年と比較いたしますと、漁獲量は629トンの35.9%減、漁獲高は5億7,800万円の31.9%減と、漁獲量、漁獲高ともに大幅に減少しております。

また、市内5漁協の正組合員数は、平成30年度末現在で昨年より33名減の883名となっており、漁家及び漁協の経営は大変厳しい状況が続いておりますが、水産業の振興につきましては、今後も漁業者皆様、そして各漁協を初め関係機関と連携を図りながら、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

今回、県営事業による郷ノ浦港、大島漁港の港湾漁港整備・改修工事による地元負担金及び勝本港黒瀬地区埋立事業に係る経費等について、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、去る8月12日から17日までの日程で、インド・バンガロールを山本啓介県議会議員とともに訪問いたしました。

本年1月17日に、インドの企業2社が、こころ医療福祉専門学校壱岐校にインドからの留学生を仲介している一般社団法人シルバーピークジャパンとともに来島され、情報通信環境が整っている本市への企業進出を検討している旨、説明がありました。こうした熱心なアプローチを受け、企業誘致実現を推進するため、このたび**インド訪問**を行ったところであります。

現地では、IT関連企業7社と、本市への企業進出希望の表明及び本市の受け入れ環境の整備に係る覚書にそれぞれサインを行い、今後、企業進出の実現に向けた具体的取り組みを進めることで一致したところであります。これら一連の流れについて説明と協力依頼のため、来る9月6日に、あすでございませけれども、インド大使館を山本県議とともに訪問することといたしております。

また、現地では、まさに人材の宝庫である、ITと機械工学で有名なグローバルアカデミー大学を訪問し、日本に興味がある学生約450名と意見交換も行ったところであります。壱岐市の自然、食、文化等の魅力をお話しさせていただくとともに、光ケーブル網の整備による情報通信環境やテレワークの取り組み、有人国境離島法による振興策等についての説明を行い、学生からは離島である本市の情報通信環境と各種施策に驚きと大きな関心が寄せられたところであります。

インドでは、こうした学生に対し、プログラミングを初めとするさまざまなIT教育に力を入れており、また日本への関心も高いことから、留学や移住による人材確保及び人材育成現場との

連携という意味でも大きな可能性を感じたところであります。

このほか、日本語学校、日本総領事館等においても、視察や意見交換を行うなど、極めて有意義なインド訪問になったところであります。

このような形で、インドの企業進出が実現すれば日本で初めてのケースであり、本市のIT産業振興とともに、子供たちが日常的に英語やプログラミングの教育に触れる機会がふえるなど、教育面においても大きな波及効果が期待でき、ITアイランド構想がさらに進展するものと考えております。

また、このことはSDGsの理念と一致するものであり、本市のSDGs未来都市の推進にも大きな役割を果たすものと考えております。

今回のインド訪問を契機に、IT関連企業の誘致実現の取り組みをさらに加速してまいりますので、御理解、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

次に、**幼児教育・保育の無償化について**でございますけれども、本年10月から施行される幼児教育・保育の無償化について、去る7月9日、壱岐の島ホール中ホールにおいて、小規模保育施設、認可外保育施設設置者を初め、幼稚園、保育所等の関係職員約120名に制度の説明を行いました。

その後、8月19日から22日までの4日間、町ごとに保護者向けの説明会を開催し、延べ560名以上の参加をいただくなど、周知に努めているところであります。

本制度は、満3歳の誕生日に達した以後の最初の4月1日を迎えた子供から就学前までの子供たちの幼稚園教育授業料及び保育料が無料となりますが、保育所や認定こども園等では、年収360万円未満の世帯に属する児童を除き、給食費を納入いただくこととなります。給食費の額については、現在調整を行っており、決定次第、お知らせをいたします。

また、市民税非課税世帯に属する3歳未満児についても、保育料が無料となります。

今後、制度移行に滞りのないよう諸手続等を行うとともに、幼児教育・保育の質の向上と量の確保に努力してまいります。

次に、本年7月1日、壱岐医師会、エーザイ株式会社及び壱岐市の三者において、**認知症とともに生きる地域づくりに関する連携協定**を締結いたしました。

本協定につきましては、大手製薬会社であるエーザイ株式会社から、本市の重要施策の1つである認知症施策について提案をいただき、認知症の人が安心して暮らせるまちづくりを進める上でぜひ必要と判断し、締結に至ったものであります。

今後、この協定の締結により、認知症に対する正しい知識の普及啓発、認知症の早期発見、早期受診及び早期介入を実現する環境構築、認知症の予防、重症化予防、その他安心して暮らせる地域づくりを促進するための活動を効率的に推進することが可能となることから、さらなる取り

組みを進めてまいります。

また、本年度は第7期介護保険事業計画の中間年度に当たり、新規事業として計画に盛り込まれている認知症対応型グループホームの施設整備を図る予定であります。

事業者においては、近隣住民の皆様に対する説明会が9月上旬に予定されており、その後、建築業者の選定、着工となります。市といたしましても、年度末までの完成に向け、支援に努めてまいります。

次に、**教育**についてでございます。

本市では、平成26年に壱岐市通学路交通安全プログラムを策定し、教育委員会、各小学校、警察署、道路管理者等の関係機関が連携し、本プログラムに基づいて、計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施し、通学路の整備に努めております。

平成30年5月に、新潟市で下校中の児童が殺害されるという事件を初め、全国各地で痛ましい事件が相次いで発生していることから、各学校等には、国が制定した登下校防犯プランに基づいて、登下校時における安全確保対策を講じるようにとの通知もなされました。

そのようなことから、本年7月、壱岐市通学路交通安全プログラムの取り組みを拡大し、防犯の面からの対策も充実すべく、**壱岐市通学路交通安全・防犯プログラム**を策定いたしました。

登下校時の防犯対策の推進に当たっては、警察、教育委員会、学校、自治体の4者に加え、放課後児童クラブ、地域住民、保護者等の関係者が連携することが不可欠であり、壱岐市子供を守る地域連絡協議会を構成し、さまざまな情報を定期的に交換・協議し、必要に応じて合同点検を行うなど、児童生徒等が安心して登下校できる通学路の安全確保に取り組んでまいります。

次に、**防災対策**についてでございますが、8月15日に西日本を縦断した台風10号が太平洋側地域を中心に大雨と暴風をもたらし、7月、8月で壱岐島に影響を与える台風が立て続けに3回接近しております。

7月の台風5号の折には、対馬及び五島で大雨特別警報が出される豪雨に見舞われるなど、大雨や台風が近年頻発していることから、本市においてもいつ自然の猛威に襲われてもおかしくない状況であることを再認識し、気を緩めることなく対応してまいります。

市民皆様におかれましても、備蓄品の準備、避難場所の確認など、未然の備えをお願いいたします。

なお、10月6日には、郷ノ浦新港一帯において、令和元年度壱岐市防災訓練を開催することといたしております。災害発生時における初動体制の確立、関係機関との連携等、実効性の高い訓練を行ってまいりますので、市民皆様にも御参加、御見学等をいただき、防災に対する知識及び意識の高揚につなげていただきたいと思いますと考えております。

ことしの夏も全国的に異常気象となり、市内では、8月末現在、19名の熱中症による患者を

救急搬送いたしております。

今後も、残暑が厳しいことが予想されますので、市民皆様には小まめな水分補給を行うなど、引き続き体調管理に十分留意していただきますようお願いを申し上げます。

次に、**議案関係**でございますが、本議会に提出した**令和元年度補正予算**の概要は、一般会計補正額2億8,970万円、各特別会計の補正総額6,958万6,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は3億5,928万6,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は250億1,400万円で、特別会計につきましては86億3,087万8,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、平成30年度各出資法人の経営状況等に係る報告6件、平成30年度財政健全化判断比率等の報告1件、条例の制定・改正に係る案件5件、気候非常事態宣言に係る案件1件、予算案件6件、平成30年度各会計決算認定8件であります。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前会議以降の市政の重要事項、また政策等について申し述べましたが、さまざまな行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいる所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで行政報告を終わります。

日程第5．報告第6号～日程第31．認定第8号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、報告第6号平成30年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告についてから、日程第31、認定第8号平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上27件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしております報告及び議案等につきましては、担当部長に説明をさせますので、よろしく申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 皆様、おはようございます。報告第6号平成30年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日の提出でございます。

壱岐空港ターミナルビル株式会社は、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人等で、資本金等の4分の1以上を壱岐市が出資しておりまして、壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例第2条第2号で規定された法人でございます。

報告書の表紙をおめくりください。

1ページをお開き願います。1ページは庶務報告で、官庁事項及び株主総会の報告でございます。

次に、2ページをお開き願います。(3)の株式でございますが、資本金1,000万円、2万株で、そのうち460万円、9,200株が壱岐市の出資で、出資比率は46%となっております。

3ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産合計487万7,664円、固定資産合計961万2,611円で、資産合計は1,449万275円となっております。

負債の部については、負債合計30万82円で、その内訳につきましては、7ページの主要勘定残高証明書の未払い金及び預り金でございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

資産の部については、株主資本合計1,419万193円で、負債・純資産合計は資産合計と同額の1,449万275円でございます。

4ページをお開き願います。損益計算書でございますが、売上総利益が140万4,660円、販売費及び一般管理費188万1,498円で、営業利益はマイナス47万6,838円となっております。その内訳につきましては、9ページの営業損益内訳書に記載をしておりますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

営業外収益は、受取利息が預金利息の40円、雑収入が51万1,870円で、長崎県空港活性化推進協議会補助金及び落雷による被災保険金でございます。営業外収益の合計は51万1,910円です。

経常利益の3万5,072円から法人税等を含めまして、当期純利益が1万4,072円となります。

次に、5ページをお開き願います。株主資本等変動計算書でございますが、純資産合計の前期末残高1,417万6,000円、当期変動額合計が1万4,000円で、当期末残高1,419万円となっております。

6ページは個別注記表、7ページは主要勘定残高明細書、8ページは固定資産明細表、9ページ

ジは営業損益内訳書、最後のページは監査報告書でございます。

以上で、報告第6号平成30年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 報告第7号及び報告第8号につきまして、続けて御説明を申し上げます。

まず、報告第7号平成30年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

株式会社壱岐カントリー倶楽部につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

内容につきましては、第36期営業報告書を添付しております。

1ページをお開き願います。3の当社の経営状況の欄をご覧ください。30年度の来場者数は6,701名で、前年度より191名増、前年比103%となっております。要因といたしまして、ビジター来場者の増加等により、5年ぶりに前年を上回る実績となっております。

2ページをご覧ください。8、従業員構成、9、会員状況は、記載のとおりであります。

3ページでございます。10、株式関係、11、株主状況でございますが、発行済み株式3,600株、資本金7,200万円のうち、そのうち1,320株を壱岐市が保有しており、持ち株比率は36.67%となっております。

6ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産が765万2,090円、固定資産が5,366万301円で、資産合計は6,131万2,391円となっております。

7ページをお開き願います。負債・純資産の部については、負債合計が811万7,761円、純資産合計が5,319万4,630円で、負債及び純資産合計は6,131万2,391円となっております。

次に、8ページ、損益計算書でございます。表中段の売上総利益が4,226万7,141円、販売費及び一般管理費は4,255万2,081円で、営業損失額は28万4,940円となっております。

なお、販売費及び一般管理費の詳細につきましては、9ページに掲載しております。

営業外利益、特別利益等と合わせ、税引き後の当期純利益額は15万5,520円の黒字決算

となっております。

10ページに株主資本等変動計算書、11ページに監査報告書を添付しております。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

次に、報告第8号IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

IKI PARK MANAGEMENT株式会社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただいております。

IKI PARK MANAGEMENT株式会社は、平成30年11月9日に設立し、地方創生推進交付金を受け、イルカパークのリニューアルに向けた運営体制の整備、施設整備、プロモーションなどを行っております。

今期は、イルカパークの指定管理を受託する前の準備期間となりますので、入園料、体験料などの収入はございません。

資料3ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産が193万3,550円、固定資産が8万4,000円で、資産合計は201万7,550円となっております。

負債・純資産の部につきましては、負債合計が90万3,378円、純資産合計が111万4,172円で、負債及び純資産合計は201万7,550円となっております。

5ページをお開き願います。損益計算書でございます。

まず、売上高4,247万1,000円は、交付金事業のハード事業、施設整備に係る設計・施工の委託料でございます。

次に、販売・管理費は7,170万1,277円で、その詳細につきましては次ページで御説明をいたします。

次に、営業外収益の雑収入3,048万8,000円は、交付金事業のソフト事業に係る法人設立運営事業計画策定、飼育管理体制の強化、飼育環境の向上、新しい体験やアウトドア、カフェなどの商品開発、リニューアルに向けた情報発信プロモーションに関する補助金でございます。

特別損失、法人税等と合わせ、税引き後の当期純利益は11万4,172円となっております。

6ページをお開きください。販売費及び一般管理費明細書でございます。

主な支出は、今期は役員1名、従業員1名の2名体制で、この2名分の報酬、人件費、法定福利費、合わせて549万8,127円であります。

外注費6,090万1,600円の内訳は、管理棟の改修及びグッズなどを含む施設全体のグラウンドデザイン1,404万円、管理棟改修工事費3,176万2,912円、海の仕切り網等設置

工事費1,038万9,600円、その他海洋環境改善対策費、プロモーション事業費等でございます。

ほか、事業遂行に必要な消耗品、通信費、研修や営業のための旅費等でございます。

7ページに、株主資本変動計算書を添付しております。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩します。再開を11時10分とします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 報告第9号平成30年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について御説明申し上げます。

平成30年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

当法人は、これまでと同様、種苗放流事業を実施いたしております。

2ページ、3ページをお開き願います。2ページは、役員並びに評議員名簿を掲載いたしております。3ページは事業報告でございます。30年度の事業概要は、アワビ種苗5万個を壱岐市栽培センターより購入し、各漁協に対し1万個ずつ放流をいたしております。

財源の内訳ですが、利息0.310%で、基金運用益217万円、助成金として県から31万円、市から15万5,000円、漁協の負担金として各漁協より3万1,000円の5漁協で15万5,000円となっております。また、法人会計より18万円を振りかえまして、合計297万円であります。

次に、収支決算について御説明いたします。

5ページ、6ページをお願いいたします。5ページは貸借対照表でございます。資産の部ですが、流動資産が20万7,594円、固定資産のうち基本財産が1億円、特定資産が7億円で、資産合計8億20万7,594円でございます。6ページは貸借対照表の内訳を掲載いたしております。

7ページ、8ページをお願いいたします。7ページは正味財産増減計算書でございます。

8ページの正味財産増減計算書内訳表で説明いたしますと、法人会計としては、預金利息を財源

としております。今年度の繰越金は、1億円を除きますと、27万8,612円となります。支出の面で管理費の3万1,390円は、公益法人研修会旅費及び印紙代等でございます。

9ページは附属明細書、10ページに財産目録、11ページ、12ページには監査報告書を掲載しておりますので御高覧をお願いいたします。

以上で、報告第9号について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 報告第10号及び報告第11号を続けて御説明申し上げます。

まず、報告第10号平成30年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

一般財団法人壱岐市開発公社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

1ページをお願いいたします。事業報告でございます。

平成30年度は、旅行会社とのタイアップ企画での宿泊客の誘客強化や壱岐への宿泊バスツアーでの昼食の受け入れ強化、リピーター増のために心のこもったサービス提供に努めております。さらには、インターネット上の予約サイトをふやすとともに、アクセス数の増加及び宿泊プランの充実による宿泊利用者数増や島内のお客様への宴会等の積極的な営業により、30年度決算は純利益を計上しております。

2ページをお開きください。表1、利用状況でございますが、宿泊者数は9,028名で、前年度より404名の増、その他の利用者数は減少となっております。

3ページをご覧ください。収支についてでございますが、収入合計1億8,767万8,386円、支出合計1億8,258万9,009円で、当期経常増減額いわゆる税引き後の当期純利益は508万9,377円の黒字となっております。

次に、4ページから6ページは、正味財産増減計算書でございます。正味財産増減計算書は損益計算書に相当するものでございます。

6ページをお開き願います。6ページの最終行、正味財産期末残高の合計、aの欄、いわゆる純資産合計は4,428万3,484円となっております。

次に、7ページをお開きください。貸借対照表でございます。資産の部は合計で6,081万8,362円、負債の部は合計で1,653万4,878円、負債及び正味財産の部合計で6,081万8,362円となっております。

8、9ページに財務諸表に関する注記、10ページに有形固定資産明細書、11ページに監査報告書を添付しております。

以上で、報告第10号の説明を終わらせていただきます。

次に、報告第11号について御説明を申し上げます。

平成30年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

一般社団法人壱岐市ふるさと商社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

2ページをお開きください。経営状況についてでございます。平成29年8月の設立より2年目となった壱岐市ふるさと商社の平成30年度の売り上げは、2,000万円の目標に対しまして2,963万918円の実績で、着実に成果を上げております。

また、昨年度19件であった催事や商談会での出店回数も27件と伸ばしており、地域の埋もれている商品の販路開拓を行い、島内の生産者や事業者を活性化させるという壱岐市ふるさと商社の設立目的に沿った事業を展開しております。

収支でございます。

5ページをお開きください。正味財産増減計算書は、損益計算書に相当するものでございます。経常収益、計5,863万3,982円に対し、経常費用、計は5,546万1,008円で、平成30年度の経常増減額は317万2,974円となっております。

次に、6ページをお開きください。貸借対照表でございます。資産の部合計で2,177万879円、負債の部、合計で824万4,003円、正味財産合計1,352万6,876円となっております。

7ページに財務諸表に対する注記、8ページに監査報告書を添付しております。

以上で、報告第11号の説明を終わります。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 報告第12号平成30年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告いたします。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。法第3条第1項による財政健全化判断比率の状況でございます

が、まず、実質赤字比率につきましては、一般会計及び農業機械銀行特別会計の実質収支により算出いたします。いずれも黒字決算でありますので、実質赤字比率は生じておりません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、公営企業以外の国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業特別会計と公営企業の水道事業、下水道事業、三島航路事業特別会計の全ての会計において、実質収支は黒字決算でありますので、連結実質赤字比率につきましても生じておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、平成29年度は決算年度を含む過去3カ年の平均が4.6%でありましたが、平成30年度におきましては5.5%で、対前年度0.9%の増となっております。その要因といたしましては、前年度の算定対象であった平成27年度の単年度比率が4.06%でありましたが、これが今回の算定から外れ、かわりに平成30年度の単年度比率6.66%が算定対象となったため、3カ年の平均値を増加させたものと分析しております。

次に、将来負担比率につきましては、緊急防災・減災事業債や災害復旧事業債など多額の地方債の発行により、当該年度の元金償還額よりも借入総額のほうが大きかったため、将来負担額が増加したこと、また、財政調整基金、減債基金の取り崩しにより、充当可能財源が減少したことなどによって分子が増となったこと、さらに、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の減により、標準財政規模が減少したことにより分母が減となったことにより、対前年度6.2%増の13.0%の将来負担比率となっております。

いずれの比率も法で定める基準と比べて健全に推移しておりますが、今後、普通交付税の一本算定などによる標準財政規模の減少や庁舎耐震改修事業、葬斎場建設などの大型事業に係る起債の償還等により、実質公債費比率、将来負担比率の上昇が予想されます。いわゆるイエローカードとなります早期健全化基準やレッドカードと言われます財政再生基準の比率を超えるまでには至りませんが、引き続き健全な指標を保つよう、財政運営に努めてまいります。

次に、法第22条第1項の規定による資金不足比率の状況でございますが、下水道事業特別会計、三島航路事業特別会計、水道事業会計の3つの公営企業会計におきまして、資金不足はございませんので比率は生じておりません。

なお、健全化判断比率等の概要につきましては、別紙資料3、平成30年度各会計決算概要の1から2ページに添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告第12号平成30年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を終わります。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第13号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、当該整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

これは当該整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、成年被後見人等であることを理由に、法律に規定されていた欠格条項によって制限を受けるのではなく、心身の故障等の状況を個別に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断することに改められました。つまり、この欠格条項が盛り込まれていた地方公務員法、児童福祉法等から、本内容の欠格条項が削除されたことに伴い、法律に規定された当該条項を引用等している各条例について、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

この議案第13号の条例は、第1条から第6条まで及び附則の構成となっております。本則は条例の種類により分ける条立ての方法をとっております。

また、第1条から第4条までを総務部で、第5条を市民部で、第6条を消防本部で担当しておりますので、それぞれの担当部長等で説明をさせていただきます。

第1条は、壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正として、第2条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正として、第3条は、壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正として、第4条は、壱岐市職員等の旅費に関する条例の一部改正として、ただいま御説明いたしました地方公務員法第16条第1号に規定されていた成年被後見人または被保佐人に関連した内容が削除されたことに伴い、あわせて第2号以下の号数が繰り上げられることに伴い、各条例に当該箇所を引用している条文について所要の改正を行うものでございます。

以上で、第1条から第4条までの説明を終わります。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 続きまして、議案第13号における市民部関係の第5条について御説明をいたします。

第5条は、壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

さきに説明がありましたとおり、児童福祉法第18条の5及び第34条の20第1項に規定されていた成年被後見人または被保佐人に関連した内容が削除されたことに伴い、本条例第23条第2項第2号において引用いたしております児童福祉法第34条の20第1項第4号が同項第3号に1号繰り上げられたため、条例改正するものでございます。

以上で第5条の説明を終わります。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 下條消防長。

〔消防長（下條 優治君） 登壇〕

○消防長（下條 優治君） 第6条について御説明をいたします。

第6条は、壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正として、地方公務員法第16条第1号に規定されていた成年被後見人または被保佐人に関連した内容が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とします。

第5条第2項第1号中、「前条各号（第3号を除く。）のいずれか」を「前条第1号又は第3号」に改めるものです。

附則としまして、この条例は、令和元年12月14日から施行し、第5条の規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔消防長（下條 優治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第14号及び第15号について、続けて説明をさせていただきます。

議案第14号壱岐市印鑑条例の一部改正について。

壱岐市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市印鑑条例の一部を次のように改正する。改正案については記載のとおりでございます。

また、資料1の議案関係資料9ページから10ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照願います。

改正内容でございますが、氏に変更があったものは住民票へ旧氏を併記することが可能となり、旧氏を希望したものは印鑑登録証明書へ記載されるため、旧氏による印鑑登録ができるよう所要の改正を行うものでございます。

その他につきましては、省令改正に伴い、字句などの修正が生じた個所を整備するものでございます。

施行期日につきましては、附則のとおり、令和元年11月5日でございます。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第15号壱岐市税条例等の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市税条例等の一部改正について。

壱岐市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税の非課税措置を追加するとともに、軽自動車税種別割のグリーン化特例の延長等の改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

内容については記載のとおりでございます。資料1の議案関係資料11ページから26ページに新旧対照表を添付しております。

主な改正点として、まず、個人住民税について、子供の貧困に対応するため、事実婚でないことを確認した上で支給される児童扶養手当を受けており、前年の合計所得が135万円以下であるひとり親に対しまして、令和3年度より個人住民税を非課税とするもので、その申告についてもあわせて改正するものでございます。

該当条項は、第1条中の36条の3及び第36条の3の3に係る改正部分、第2条中の第24条に係る改正部分となります。

次に、軽自動車税の種別割のグリーン化特例については、国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しにより、軽自動車税に環境性能割が導入されることを契機に、その適用対象を電気自動車等に限定することとなります。ただし、消費税率引き上げに配慮し、現在の措置を2年間延長した上で、令和3年4月1日以後に初回新規登録等を受けた軽自動車から適用することとなるものでございます。

該当条項は、第1条中の附則第16条第2項から第4項に係る改正部分、第2条中の附則第16条第5項に係る改正部分となります。

また、軽自動車税の環境性能割について、消費税率引き上げによる軽自動車税の取得時の負担

感を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した場合、環境性能に応じて、非課税または税率の臨時的軽減措置が講じられております。

該当条項は、第1条中の附則第15条の2及び第15条の6第3項に係る改正部分となります。

その他につきましては、法律改正による字句や各条項番号のずれが生じた箇所を整備するものでございます。

施行期日については、附則第1条のとおりでございます。

以上で議案第15号の説明を終わります。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 堀江教育次長。

〔教育次長（堀江 敬治君） 登壇〕

○教育次長（堀江 敬治君） 議案第16号について御説明をいたします。

壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について。

壱岐市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、壱岐市立芦辺中学校校舎改築及び改修工事の完成に伴い、位置の変更を行うものでございます。

次のページは改正条文です。

壱岐市立小・中学校設置条例の一部次のように改正する。

別表第2、壱岐市立芦辺中学校の項中「諸吉二亦触1886番地」を「中野郷西触400番地1」に改める。

附則として、この条例は、令和元年11月1日から施行する。

芦辺中学校校舎改築及び改修工事が10月末完成となりますので、今回、中学校の位置を11月1日付で中野郷西触400番地1に変更するものでございます。

別紙資料1、議案関係資料に新旧対照表を添付しております。

以上で、議案第16号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔教育次長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第17号壱岐市水道事業給水条例の一部改正について説明申し上げます。

壱岐市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。本日の提出です。

提案理由は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。
次のページをお願いします。

条例第32条に、指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入をされ、5年ごとに更新を受けなければならない、その指定の更新に係る手数料の規定を加えるものです。

附則として、この条例は令和元年10月1日から施行するものとしております。

別紙資料1の議案関係資料の27ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照願います。

以上で、議案第17号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第18号気候非常事態宣言について御説明を申し上げます。

気候非常事態宣言をすることについて、議案として提出させていただきます。本日の提出でございます。

提案理由は、人間の活動による地球温暖化に起因する気候変動が人間社会や自然環境にとって既に著しい脅威となっていることを認識するとともに、温暖化防止のための脱炭素化の実現に向けて、SDGs未来都市として取り組む活動を示した「気候非常事態宣言」について、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

宣言文を朗読いたします。

気候非常事態宣言。

2016年、日本を含む175の国と地域が、気候変動の脅威とそれに対処する緊急の必要性を認識し、温暖化に対して「産業革命前からの気温上昇を2℃より低い状態に保つとともに、1.5℃に抑える努力を追究する」ことを目標とした「パリ協定」について署名しました。

既に、産業革命前に比べて約1℃の気温上昇によって、世界各地で熱波、山火事、洪水、海面上昇、干ばつなどの極端な気候変動が頻繁に引き起こされ、多くの人々や自然が犠牲となっており、地球上で安心して安全な生活を送ることが困難な状況になりつつあります。

日本各地でも、猛暑、台風、集中豪雨、洪水などの気象災害により痛ましい被害が発生し、本市においても、集中豪雨による災害や水不足などの異常事態が発生しています。また、藻場が減少し、本市の基幹産業である漁業も深刻な影響を受けています。

本市は、地球温暖化に起因する気候変動が人間社会や自然界にとって著しい脅威となっていることを認識し、ここに気候非常事態を宣言します。

気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までにCO₂排出量を実質的にゼロにする

必要があります。

この脱炭素化の実現に向けて、社会全体で次の活動に取り組みます。

これらの活動は、SDGs未来都市として、SDGsの達成と新たな成長と発展につながります。

1、気候変動の非常事態に関する市民への周知啓発に努め、全市民が、家庭生活、社会生活、産業活動において、省エネルギーの推進とあわせて、Reduce（ごみの排出抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源）を徹底するとともに、消費活動におけるRefuse（ごみの発生回避）にも積極的に取り組むように働きかけます。特に、海洋汚染の原因となるプラスチックごみについて、4Rの徹底に取り組みます。

2、2050年までに、市内で利用するエネルギーを、化石燃料から、太陽光や風力などの地域資源に由来する再生可能エネルギーに完全移行できるよう、民間企業などとの連携した取り組みをさらに加速させます。

3、森林の適正な管理により、温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、森林、里山、河川、海の良い自然循環を実現します。

4、日本政府や他の地方自治体に、「気候非常事態宣言」についての連携を広く呼びかけます。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第19号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,970万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億1,400万円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。第2表地方債補正、1、変更で、臨時財政対策債の限度額5億円を3億6,790万円に、発行可能額の確定により1億3,210万円を減額しております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。まず、歳入について説明

いたします。

8から9ページをお開き願います。10款1項1目地方交付税で、今回不足する一般財源について、普通交付税で2億1,188万円を増額しております。

なお、本年度の普通交付税は、平成26年度から行われておりました合併算定替えに係る段階的縮減の特例措置が昨年度で終了し、本年度より壱岐市一本での算定となったことから、対前年度比3.7%、交付額で約3億3,700万円の減となり、86億8,067万4,000円に決定しており、今回の補正をもちまして、今年度の交付額全額を計上しております。

次に、14款1項1目民生費国庫負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金は、平成27年度より実施されております低所得者の保険料軽減強化について、本年10月からの消費税率の引き上げに伴い、さらなる軽減強化が図られるとのことで、国2分の1の負担金1,087万3,000円を増額しております。

次に、2項1目総務費国庫補助金、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金は、壱岐市における再生可能エネルギーなど、エネルギー構造高度化等に資する調査・研究事業として、経済産業省の補助採択を受け、1,970万9,000円を追加しております。

10から11ページをお開き願います。15款1項2目民生費県負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金につきましては、ただいま国庫負担金で説明いたしました低所得者の保険料軽減強化に係る県4分の1の負担金543万6,000円でございます。

次に、2項4目農林水産業費県補助金につきましては、農業用ハウス強靱化緊急対策事業、新構造改善加速化支援事業など、国、県からの事業採択の内示を受け、総額で3,935万4,000円を追加しております。

次に、18款1項1目基金繰入金、老人ホーム施設整備基金繰入金は、ナースコールの修繕、和室の床張りかえ、介護リフトの購入などに係る経費に対しまして300万円を取り崩し、充当するものでございます。

12から13ページをお開き願います。21款市債につきましては、5ページの第2表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について説明いたします。

まず、歳出全般につきまして、今回、人事異動に伴う職員給与費等の組み替えによる補正を行っております。給与費明細書につきましては、43から45ページに記載をしておりますので御参照願います。

9月補正の主要事業につきましては、別紙資料2の令和元年度補正予算案概要で説明をいたします。

別紙資料2の2から3ページをお開き願います。2款1項6目企画費自治体SDGsモデル事

業は、SDGsの認知度向上のための経費といたしまして、苓岐市で開催予定のSDGs地域連携フォーラムに係る開催支援、周知啓発用ツール作成業務委託費などで144万9,000円を計上しております。

同じく企画費、ウルトラマラソン運営費補助金は、実行委員会への追加の補助として480万円を増額し、財源にふるさと応援基金繰入金を充当しております。

次に、3款1項5目介護保険事業費、介護保険事業、特別会計繰出金は、歳入のほうで説明いたしましたとおり、低所得者の保険料軽減強化に係る特別会計への繰出金として、市4分の1負担金を含め、2,174万6,000円を増額しております。

次に、4から5ページをお開き願います。3款2項2目児童措置費、小規模保育施設費公定価格負担金は、幼児教育・保育の無償化に伴い、小規模保育施設の利用料が無償となるため、施設給付費につきまして、国2分の1、県、市、それぞれ4分の1の333万1,000円を増額しております。

次に、児童扶養手当給付費は、消費税率の引き上げとなる環境の中、子供の貧困に対応するため、未婚のひとり親に対する児童扶養手当について1人当たり1万7,500円を上乗せして支給する事業で、87万5,000円を追加しております。

次に、6から7ページをお開き願います。5款1項3目農業振興費、農業経営安定化支援事業は、新規就農を希望するものに対し、自立経営に向けての試行栽培を行うためのハウスを設置し、貸し出す事業で、その設置費用の2分の1を助成するものとして209万2,000円を計上しております。

次に、8から9ページをお開き願います。5款1項5目農地費の県営溜池整備事業は、苓岐地区低地ため堀の法面保護工事に係る負担金として、市の負担分10%の1,500万円を追加しております。

次に、農業水利施設ストックマネジメント事業は、本年度より事業開始となった県営事業の間接補助分で、市を通じて土地改良区へ交付される国、県の補助金を2,100万円計上しております。

次に、10から11ページをお開き願います。6款1項2目商工振興費のエコアイランド推進事業につきましては、歳入のほうで説明いたしましたとおり、経済産業省の補助採択を受けた事業で、再生可能エネルギーを水素に変換して貯蔵し、必要に応じて再エネルギー化するシステムの実用化実証試験のための調査・設計業務に係る経費などで2,006万8,000円を追加しております。

次に、7款2項2目道路橋りょう維持費、道路維持補修事業の2,100万円及び3目道路橋りょう新設改良費、道路改良事業の800万円につきましては、幹線道路、生活道路の維持補修

及び局部改良工事等について、市単独事業として補正をしております。

同じく3目道路橋りょう新設改良費、県営道路整備事業は県道郷ノ浦沼津勝本線の改良事業費に係る負担金として、市の負担分15%の365万7,000円を追加しております。

次に、12から13ページをお開き願います。7款4項1目港湾管理費、県営港湾整備事業金は、郷ノ浦漁協の浮棧橋屋根設置事業に係る負担金として、市の負担分12.5%の1,250万円を追加しております。

そのほか、主要事業の詳細につきましては、資料2に記載のとおりでございます。

以上で、議案第19号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案説明を続けます。高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第20号及び議案第21号を続けて説明させていただきます。

初めに議案第20号令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和元年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,255万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,446万3,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細の総括を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入につきましては、4款1項1目保険給付費等交付金について普通交付金948万1,000円を、7款1項1目その他繰越金につきましては前年度の繰越金307万1,000円を追加をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出につきましては、2款1項2目退職被保険者療養給付費を733万3,000円、2款2項2目退職被保険者等高額療養費を214万8,000円、8款1項6目特定健康診査等負担金償還金を307万1,000円、それぞれ追加をいたしております。

これで、議案第20号の説明を終わります。

続きまして、議案第21号令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,229万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,595万6,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細の総括を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入につきましては、1款1項1目第1号被保険者保険料について2,174万6,000円を減額し、3款2項8目介護保険事業費補助金99万6,000円、7款1項1目一般会計繰入金につきましては、消費税増税に係る低所得者への保険料軽減強化に伴い2,174万6,000円、8款1項1目繰越金については3,129万6,000円をそれぞれ追加をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出の2款介護給付費及び3款地域支援事業費につきましては、保険料軽減強化措置による財源調整を記載のとおり行っております。

12ページ、13ページをお開き願います。3款3項1目包括的支援事業費、任意事業費について高齢者生きがい活動促進事業費を99万6,000円、6款1項2目償還金について国庫支出金及び県支出金、支払基金の過年度精算返納金として3,129万6,000円を追加をいたしております。

以上で、議案第20号及び議案第21号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第22号令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,517万1,000円とします。2項は記載のとおりです。本日の提出でございます。

8ページをお開き願います。2、歳入ですが、5款繰入金1目一般会計繰入金を130万円増額しております。

10ページをお願いします。3、歳出ですが、2款漁業集落排水整備事業費2目施設管理費で130万円の増額補正を行っております。これは、芦辺地区漁業集落排水整備地区に新たな住宅建設に伴います公共枡設置及び修繕料を増額しております。

以上で、議案第22号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第23号令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,344万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,578万1,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正予算額等については記載のとおりでございます。

5ページから7ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を記載しております。

8ページ、9ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。4款繰越金1項繰越金に前年度繰越金として2,344万2,000円を追加補正いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。1款総務費1項1目一般管理費に1,560万円を増額補正いたしております。主な内容については、前年度繰越金を財源として消耗品費、燃料費、修繕料等をそれぞれ増額補正いたしております。あわせて、2款基金積立金1項1目減価償却基金積立金に784万2,000円を追加補正いたしております。

以上で、議案第23号についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第24号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。第2条、令和元年度壱岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正します。支出で155万2,000円の増額をし、補正後8億5,893万1,000円としております。第3条の後段部分になりますが、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。収入で486万3,000円を増額し、補正後1億9,532万9,000円とし、支出で1,695万4,000円の増額をし、3億7,386万1,000円としております。本日の提出です。

8ページをお願いします。収益的収入及び支出ですが、支出で155万2,000円の増額をしております。これは、配水池中継ポンプ所清掃委託料に伴うものです。

10ページをお願いします。資本的収入及び支出ですが、道路改良工事等に伴う工事負担金及び工事請負費を増額しております。また、基幹施設改良、遠方監視装置更新に伴う測量設計費の増額を行っております。

以上で、議案第24号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 認定第1号平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

平成30年度各会計決算書一般会計の1ページ目をお開き願います。平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算書。歳入合計267億1,905万9,914円、歳出合計258億2,110万5,288円、歳入歳出差引残額8億9,795万4,626円となっております。決算内容につきましては、2ページ以降に記載しております。

次に、102ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。3、歳入歳出差引額が8億9,795万5,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源として（2）繰越明許費繰越額が4億1,205万7,000円、（3）事故繰越繰越額が1,005万2,000円でございますので、これを差し引いた5、実質収支額は4億7,584万6,000円となっております。

次に、各会計決算書つづりの最後に財産に関する調書を記載しております。財産に関する調書は、平成31年3月31日で決算を行っております。1から4ページに公有財産、5から6ページに物品、7ページに債権及び基金について、それぞれ平成30年度中の増減を記載しております。

7ページをお開き願います。4、基金中、一般会計分の決算年度末現在高につきましては、平成31年3月末での現在高が98億677万円で、前年より2億2,729万3,000円の減となっております。

定額運用基金の運用状況につきましては、8ページに記載のとおりでございます。

平成30年度決算状況につきましては、歳入では、普通交付税の段階的縮減が平成30年度で最終年度となり、合併算定がえにより措置される額の9割が縮減されたことなどにより対前年度比3.6%、交付額で約3億3,300万円の減となりましたが、平成29年に被災しました公共土木施設及び農地・農業用施設の災害復旧事業繰り越し分に係る国、県支出金の増などにより、歳入総額といたしましては対前年度比5.9%、約14億7,800万円の増となりました。

歳出では、投資的経費が市役所庁舎耐震改修事業や幼保連携認定こども園整備事業、災害復旧事業などの実施により、対前年度比17.4%、約9億1,300万円の増となったほか、地方債の繰り上げ償還を約4億3,000万円行ったことなどにより、歳出総額といたしましては対前年度比5.5%、約13億4,200万円の増となっております。

そのほか、主な事業の内容につきましては、資料3の各会計決算概要の7ページ目以降の平成30年度における主要施策の成果説明書に記載のとおりでございます。

以上で、平成30年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 認定第2号から第4号までを続けて説明させていただきます。

初めに、認定第2号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。国民健康保険事業につきましては、歳入合計41億3,021万7,836円、歳出合計40億9万3,054円、歳入歳出差引額1億3,012万

4,782円。直営診療施設勘定は、歳入合計9,829万4,792円、歳出合計9,829万4,792円、歳入歳出差引残額ゼロでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入につきましては、1款1項における国民健康保険税の決算状況は記載のとおりであり、国民健康保険税の収納率は現年度分については医療費給付分、後期高齢者支援分、介護納付分を合わせまして94.76%となっており、前年度よりも0.02%のマイナスでございます。滞納繰越分につきましては収納率11.94%であり、滞納の累計額は2億4,906万975円であります。

8ページ、9ページをお開き願います。9款1項一般会計繰入金につきましては、本年度も昨年同様、法定外の繰り入れについては行っておりません。

14ページ、15ページをお開き願います。歳出につきましては、2款1項の1目から4目までの療養給付費、療養費、2項の高額療養費の支出済額の合計は28億2,534万2,972円であります。昨年度より1億9,089万783円の減となっております。4項出産育児諸費につきましては19件、葬祭諸費につきましては58件の給付件数となっております。

24ページをお開きを願います。実質収支については記載のとおりでございます。

30ページから35ページは、直営診療施設勘定の歳入歳出決算事項別明細で、勝本並びに湯本診療所に係るものでございます。

これで、認定第2号について説明を終わります。

続きまして、認定第3号平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。本日の提出でございます。

決算書1ページをお開きを願います。歳入合計3億2,964万770円、歳出合計3億2,515万6,120円、歳入歳出差引残額448万4,650円となっております。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入につきましては、1款1項における後期高齢者医療保険料の決算の状況は記載のとおりであり、保険料の収納率は現年度分については特別徴収、普通徴収合わせまして98.78%になっており、前年度よりも0.07%のプラスとなっております。滞納繰越分につきましては25.27%の収納率であり、滞納の累計額は583万7,252円であります。

10ページ、11ページをお開きを願います。歳出でございますが、2款広域連合納付金3億1,990万9,728円。この内訳につきましては保険料が1億7,872万3,514円、保険基盤安定分が1億2,441万4,510円、共通経費負担分が1,677万1,700円となって

おります。

これで、認定第3号について説明を終わります。

続きまして、認定第4号平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。本日の提出でございます。

決算書1ページをお開きを願います。介護保険事業につきましては、歳入合計34億7,107万155円、歳出合計34億3,058万3,948円、歳入歳出差引残額4,048万6,207円でございます。介護サービス事業勘定は、歳入合計6,394万6,218円、歳出合計3,178万513円、歳入歳出差引残額は3,216万5,705円となっております。

6ページ、7ページをお開きを願います。歳入歳出決算事項別明細でございます。歳入につきましては、1款1項における介護保険料の決算状況は記載のとおりでございます。保険料の収納率は現年度分につきましては特別徴収、普通徴収合わせまして98.91%となっており、前年度よりも0.02%のプラスとなっております。滞納繰越分につきましては4.6%の収納率であり、滞納の累計は4,901万2,613円であります。

12ページ、13ページをお開きください。歳出でございますが、2款介護給付費の支出済額は31億179万4,776円であり、要介護認定者の増加に伴い昨年度より4,631万1,143円の増加となっております。

20ページをお開きを願います。この介護サービス事業勘定の決算は、地域包括支援センターの設置による居宅支援サービスの計画書作成に係るものでございます。

26ページ、27ページをお開きを願います。1款、2款とも同センターの嘱託及び臨時職員等の人件費の費用でございます。

以上で、認定2号から認定第4号までの説明を終わります。御審議のほど、認定賜りますようよろしく願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 認定第5号平成30年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

平成30年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計3億4,208万

1,948円、歳出合計3億4,174万5,852円、歳入歳出差引残額は33万6,096円をなっております。

2ページをお開き願います。歳入を記載しております。予算現額の合計が3億8,754万8,960円に対し、収入済額の合計が3億4,208万1,948円となっております。

次に、4ページをお開き願います。歳出を記載しております。予算現額が3億8,754万8,960円に対し、支出済額が3億4,174万5,852円となっております。

次に、6から7ページをお開き願います。決算の事項別明細書の歳入でございます。2款の使用料及び手数料で1目の下水道使用料といたしまして、調定額が6,307万7,970円、収入済額が6,143万9,700円です。その内訳としまして、現年度分調定額が6,198万1,830円、収入済額が6,122万4,320円、滞納繰越分調定額が109万6,140円に対し、収入済額が21万5,380円となっております。収納率で申しますと、現年度分が98.78%となり、昨年度より0.52%減少しております。滞納分は19.65%となり、昨年度より10.78%減少しております。徴収対策の強化に努めてまいります。

10から15ページには、事項別明細書の歳出について1款から3款までを記載しております。

16ページには、実質収支に関する調書であります。歳入歳出差し引きまして実質収支額は33万6,000円でございます。

以上で、認定第5号の説明を終わります。御審議いただき認定いただきますよう、よろしくお願いたします。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 認定第6号平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

平成30年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお願いいたします。歳入合計でございますが1億1,635万3,922円、歳出合計は歳入と同額でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入でございますが、予算現額は1億2,576万1,000円、収入済額は1億1,635万3,922円でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出でございますが、予算現額は1億2,576万1,000円、支出済額は1億1,635万3,922円でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。歳入歳出決算の事項別明細書でございます。1款の使用料及び手数料でございますが、収入済額2,357万5,958円となっております。平成30年度の乗船者数などでございますが、乗船客が5万755人、また車両が1,449台で、平成29年度に対しまして、乗船客は2,050人の減、車両は980台の減でございます。主な理由でございますが、過年度と比較して三島における公共事業の減少に伴い、乗船客数及び自動車航送台数とも減少し減収となっております。

2款の国庫支出金でございますが、予算現額の4,869万5,000円に対し収入済額が4,938万341円で、68万5,341円の増となっております。国庫補助金の算定に当たっては実績収支差見込額に効率化係数を乗じた額を補助対象経費としてその2分の1が補助される標準的な事業経過等を前提とした事前算定方式となっております。

3款県支出金でございますが、予算現額1,279万6,000円に対し収入済額1,084万2,810円で、195万3,190円の減となっております。県補助金の算定に当たっては、実質収支差見込額から国の補助金を控除した2分の1の額となります。

次に、平成30年度の繰入金は予算現額4,155万1,000円に対し収入済額が3,252万5,690円となっておりまして、902万5,310円の減となっております。

歳出につきましては、8ページから9ページに記載しております。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費13節の委託料172万5,096円でございますが、これは主に乗船券等販売委託料及び待合所施設管理業務等の費用でございます。2目業務管理費の11節需用費3,074万203円の内訳で主なものは、燃料費1,168万5,384円、修繕料1,862万1,318円でございます。燃料費は、年間約15万リットルの消費量に対する費用でございます。修繕料につきましては、中間検査用、合入渠費用、機関部の小修繕の費用でございます。13説委託料426万円は、陸上作業業務委託料でございます。

10ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出いずれも1億1,635万4,000円となっておりまして、歳入歳出差引額はゼロ円になります。

以上で、認定第6号平成30年度老崎市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 認定第7号平成30年度老崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成30年度竜崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計1億5,219万6,702円、歳出合計1億2,875万2,855円、歳入歳出差引残額2,344万3,847円でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。歳入でございますが、予算現額は1億4,093万3,000円に対しまして、収入済額は1億5,219万6,702円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出でございますが、予算現額は1億4,093万3,000円に対しまして、支出済額は1億2,875万2,855円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。まず、歳入でございますが、1款使用料及び手数料1項1目使用料、調定額7,023万5,007円に対しまして収入済額7,005万2,525円であり、収入未済額は18万2,482円でございます。収納率で申しますと99.74%でございます。

2款財産収入2項1目物品売払収入については、機械油圧ショベル2基の老朽化に伴います財産処分による売り払い収入237万6,000円でございます。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金については、一般会計から195万9,000円の繰り入れを行っております。また、2項1目減価償却基金繰入金については、トラクター等の購入のため104万7,600円を基金から取り崩しを行っております。

4款繰越金について2,744万5,742円で、平成29年度の決算残額を繰越金として収入といたしております。

5款諸収入2項1目雑入24万1,435円につきましては、労働保険料の個人負担分14万8,715円、コイン式洗浄機利用料の5万9,300円等でございます。また、3項1目受託事業収入は4,907万4,400円になっており、収入合計1億5,219万6,702円でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。次に、歳出でございますが、1款総務費1項1目一般管理費は1億2,045万1,855円、2款基金積立金1項1目減価償却基金積立金として803万1,000円の積み立てを行っております。支出合計といたしましては、1億2,875万2,855円でございます。

次に、10ページをお開き願います。実質収支に関する調書であります。歳入歳出差し引きまして実質収支額は2,344万4,000円でございます。

以上、認定第7号についての説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 認定第8号平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条第3項の規定に基づき、平成30年度壱岐市水道事業会計決算に伴う剰余金を別紙剰余金処分計算書案のとおり処分し、あわせて平成30年度壱岐市水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算報告書の2から3ページをお開き願います。収益的収入及び支出についてですが、第1款の水道事業収益としまして、予算額が9億2,471万1,000円に対しまして、決算額が9億3,826万9,900円となっております。

次に、支出です。第1款の水道事業費用の予算額が8億8,950万9,000円に対しまして、決算額が8億6,621万5,499円となっております。

4から5ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございます。収入の第1款の資本的収入としまして、予算額が1億1,805万9,000円に対しまして、決算額が1億1,729万7,791円となっております。

次に、支出の第1款資本的支出としまして、予算額が2億8,228万1,000円に対しまして、決算額が2億7,781万4,822円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,051万7,031円は、当年度消費税資本的収支調整額1,954万9,784円及び過年度分損益勘定留保資金1億4,096万7,247円で補填をしております。

続きまして、6ページをお開き願います。損益計算書でございます。営業収益が5億2,130万1,793円、営業費用が7億7,659万7,234円、営業損失が2億5,529万5,441円、営業外収益が3億7,590万7,179円、営業外費用が5,378万4,317円、経常利益は6,682万7,421円、特別損失はございません。当年度純利益は6,682万7,421円となり、当年度未処分利益剰余金は6,682万7,421円でございます。この処分については、全額利益積立金へ充てることとしております。

8から9ページには剰余金計算書、10ページには剰余金処分計算書案、12から13ページには貸借対照表、15ページからは事業報告書等を記載をしております。

平成29年度より簡易水道事業を統合したことにより収益的費用及び資本的費用がともに増加し、特に企業債の元利償還金が大きな負担となっており、一般会計からの繰入金なしでは経営が

成り立たない状況であり、今後は各種施設の老朽化に伴う更新も必要になってくることからアセットマネジメントを策定し、年次的な更新計画を立てることとしております。水道料金の収納率は現年度分が97.32%となり、前年度より0.06%減少しております。また、滞納分については14.33%で、前年度より0.26%減少となりました。引き続き徴収対策の強化に努めてまいります。

以上で、認定第8号について説明を終わります。御審議いただき認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりましたので、監査委員より財政健全化判断比率及び資金不足比率審査と決算審査の報告を求めます。吉田代表監査委員。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 登壇〕

○代表監査委員（吉田 泰夫君） 決算審査の報告をいたします。

平成30年度壱岐市各会計決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに基金運用状況調書及び公企業会計財政健全化判断比率及び資金不足比率について、市長より提出を受けました決算書類に基づき地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令などに定める事項により、また例月検査などの内容を含め、審査を行いました。その結果について本日提出の審査意見書より御報告をいたします。

なお、意見書の数値等につきましては、各決算書類、決算統計資料により、また審査の手続、日程等などあわせて記載をしておりますので、お目通しを願います。

報告につきましては、本日の議事日程の順でいたしますので、よろしく願いをいたします。

初めに、報告第12号平成30年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の後に添付しております意見書をお目通しを願いたいと思います。

1ページをお開きを願いたいと思います。

第2の審査の結果、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも正確に作成されていると認められます。それぞれの内容につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

2ページ目、第3の審査意見の欄をお目通し願います。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにおいても、早期健全化基準を下回った数値でございます。また、資金不足もなく、30年度における本市の財政状態は適正に維持されているものと判断できます。

なお、今後は人口の減少等に伴う普通交付税の減額が予想され、また合併特例債等の元利償還金の増加により実質公債費比率等の上昇が懸念されるところでございます。

以上、判断比率の報告でございます。

次に、認定第1号から第7号までの平成30年度各会計決算書の後に添付しております平成30年度壱岐市各会計歳入歳出決算、基金運用状況審査意見書の48ページをお開きを願いたいと思います。

第5、審査意見、審査に付された各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書は、法令等に準拠して作成されており、決算指数は関係諸帳簿及び証拠書類との照合の結果、適正に表示しているものと認められます。

なお、1に掲げます以下のとおり、事務の執行について、特に債権管理面での対策等を含め改善整理を要する事項が見受けられましたので、整理に努めていただきたいと思います。

1につきましても、未収金について、収入未済額6億1,329万円であり、前年度より1,460万9,000円の減少となっております。内容については下記のとおりでございます。

2の財産に関する調書の中で、債権について、災害援護資金貸付金1件、高等学校奨学資金貸付金2件に長期延滞があります。3、基金運用状況調書の中で、災害資金貸付基金、奨学資金運用基金に延滞がございます。

2の財政面につきましても、人口の減少及び高齢者人口の増加、水道施設の老朽化、公共施設等の維持管理にかかわる負担等が大きな影響を及ぼすことが予測されますので、今後、主要財務比率及び健全化判断比率等が上昇傾向にあると思われるので、将来の財政状況を見据えた長期的な視野のもと、財政の健全化に取り組む必要があります。

なお、主要比率は以下のとおりであり、お目通しを願いたいと思いますが、今年度は特に②経常収支比率におきまして9割を超えたという状況でございます。

以上が、各会計の監査意見でございます。

次に、認定第8号平成30年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の平成30年度壱岐市水道事業会計決算報告書の後に添付しております平成30年度壱岐市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きを願いたいと思います。

審査の結果、第3でございます。経営の状況でございます。平成30年度壱岐市水道事業の経営状況は、給水戸数1万1,529戸で、前年度に比べて21戸の増加となっております。年間給水量は387万1,054立米で、前年度に比べ1万93立米の減少、有収水量は251万2,435立米で、前年度に比べ2万8,348立米減少をしてきております。

なお、有収率は64.9%ですが、上水道で78.55%、これは2ポイントほど向上しておりますが、特に簡易水道におきましては60.82%で、前年度に比べまして1.4ポイント程度の減少で、延べにして前年度に比べ0.56ポイントの低下となっております。

財務状況につきましては、水道事業会計決算書及び附属書類のとおりであります。当年度末

の未処分剰余金6,682万7,000円につきましては、条例第4条による処分となっております。

以下、収支等の内容を記載をしておりますので、お目通しをいただきたいと思ひます。

次に、3ページをお開きを願ひたいと思ひます。

第4、審査意見、1、審査に付された決算報告書、財務諸表及び決算附属書類は、法令及び公営企業会計基準の原則に従って適正に表示されているものと認められます。

2、特に、先ほど申しますように簡水について有収率の低下傾向が見られるので、向上対策に努めていただきたい。

3、水道料金の未収金2,732件、9,132万8,037円、過年度分が7,661万4,237円、また未納額のうち10万円以上が194件、7,024万4,678円となっております。回収の重点対策等を検討し、整理に努め、債権の健全化に努めていただきたいと思ひます。

4、平成30年度に老岐市水道事業アセットマネジメントを策定し、資産の現況把握及び更新の需要、財政収支等について検討がされておりますので、その取り組みを行い、当事業が健全に維持できるように努力をお願いしたいと思ひます。

以上、公営企業会計の審査意見書でございます。

以上で、平成30年度の老岐市各会計等の監査審査の報告を終わります。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 降壇〕

日程第32. 要望第1号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第32、要望第1号地球温暖化防止対策に市庁舎屋上に太陽光発電設置についての要望についてを議題とします。

ただいま上程しました要望第1号につきましては、タブレットに配信いたしておりますので、説明にかえさせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は9月10日火曜日午後1時30分から開きます。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時57分散会
